

宇都宮大学地域創生科学研究科研究生について

宇都宮大学の地域創生科学研究科研究生についての概略を説明します。詳細については、宇都宮大学研究生規程を参照してください。

1. 研究生の種類について

本学の研究生には、学部研究生と研究科研究生（大学院研究生）がありますが、地域創生科学研究科研究生とは、研究科研究生（大学院研究生）の一種を指します。

2. 地域創生科学研究科研究生になるための必要条件

大学院修士課程又は博士前期課程を修了した者、又はこれと同等以上の学力があると研究科代議員会で認められた者のうち、希望する研究分野の研究計画書（任意様式）を作成したのち、本学の教員に各自連絡をとり、受入が承諾された者。

（宇都宮大学ホームページ等のシラバスを参照し、自分の研究に見合う教員に連絡をとってください。）

3. 研究生の入学時期・申込期間

研究生の入学時期は4月1日又は10月1日のいずれかです。

申込期間は、4月1日付け入学を希望する者は2月1日～2月末日（末日が土日祝日の場合は、直前の平日が締切日となります。）、10月1日付け入学を希望する者は7月1日～7月末日です。ただし国外から直接出願しようとする外国人留学生などビザ発行が必要な者については、4月1日付け入学を希望する場合、前年の9月1日～10月末日、10月1日付け入学を希望する場合、3月1日～4月末日の間に出願してください。

4. 研究期間

1年以内です。希望により更に1年間延長することができます。延長する場合、研究生の入学時期・申込期間と同様の期限までに「研究期間延長願」を修学支援課または陽東学務課へ提出してください。「研究期間延長願」の用紙は、事前に修学支援課または陽東学務課に申請いただければお手渡しいたします。

5. 出願に必要な書類

※事前に受入予定の指導教員に連絡を取り、受入の内諾を得ていただく必要があります。教員から内諾を受けた旨がわかるメールのコピー等を添付のうえ、郵送かメールにて以下にご連絡いただければ、出願に必要な書類をお手渡しいたします。

〒321-8585 宇都宮市陽東 7-1-2 宇都宮大学学務部陽東学務課

E-mail : gkmyoto@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp

- ①入学願書（本学指定様式・指導教員の印を忘れずに貰ってください）
- ②履歴書（本学指定様式）
- ③健康診断書（病院はどこでも構いません、診断事項は別紙のとおり）
- ④最終出身校の修了証明書又は修了見込証明書
- ⑤本籍地の記載があり、マイナンバー（個人番号）の記載がない住民票抄本またはパスポートの写し
- ⑥在留カード両面のコピー（外国籍の者）（国外出願の者は後日提出）
- ⑦誓約書
- ⑧在職中の者は、その所属機関の長の承諾書（任意様式）
- ⑨最終学歴卒業証書の認証書 ※
※中国の大学をご卒業の場合は必ずご提出ください。中国学歴・学籍認証センター（CHSI）から発行される認証書については、オンライン画面を印刷したもので可。
- ⑩写真貼付台紙
- ⑪提出を本人以外の者に委任する場合は、委任状（任意様式）

6. 研究生に関わる費用について

検定料 9,800 円 (出願時)

出願書類提出時に経理課資金管理係にて納入いたします。

入学科 84,600 円 (入学時)

会議終了後、審査の結果とともにご案内の電話を差し上げますので資金管理係にて納入してください。

授業料 29,700 円 (予定)

入学後、資金管理係より本人宛に納付書が届きます。それに従って納入してください。

7. 授業料の納入について

半期(6ヶ月)区切りでの納入になります。ただし、研究期間が6ヶ月に満たない場合は、その期間分に相当する額を納入します。

(例) 研究期間が平成24年4月1日～平成25年3月31日の1年間の場合

研究開始の月、平成24年5月に半期分(6ヶ月)178,200円を納入することになります。残りの半期分は11月に納入します。

○安全保障輸出管理について

本学では、外国人留学生等への教育・研究内容が国際的な平和及び安全の維持を阻害することがないように、「外国為替及び外国貿易法」に基づき、「国立大学法人宇都宮大学安全保障輸出管理規程」を定め、安全保障輸出管理を行っています。

出願にあたっては次のことをあらかじめご了承ください。

- ・ 出願前に事前確認を行いますので、お早めに出願窓口にご相談してください。
- ・ 事前確認の結果、安全保障輸出管理に係る審査が行われることとなった場合、審査が終了するまでに長い日数を要したり、また、その審査結果によっては希望する教育を受けられない場合や研究ができない場合があります。
- ・ 入学後、提供する技術や使用する機材等に制限が加わる場合があります。また、法律の改正などで規制の強化が行われると、それまでの研究が継続できなくなる場合があります。

以上が、研究生についての概略です。上記記載の研究生になるための条件が整いましたら、下記請求先に願書を請求してください。郵送を希望する場合は返信用封筒を同封のうえ申し込んでください。

請求先

〒321-8585

宇都宮市陽東 7-1-2

宇都宮大学学務部陽東学務課

Tel 028-(689)-6014

FAX 028-(689)-6019

E-mail gkmyoto@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp